

船舶事故等調査報告書

平成24年3月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第20号	
事故等種類	運航不能（主機クラッチ損傷）	
発生日時	平成23年2月3日 18時15分ごろ	
発生場所	熊本県 ^{れいほく} 苓北町 ^{しきざき} 四季咲岬北北西方沖 四季咲岬灯台から真方位339° 2.8海里付近 （概位 北緯32° 34.4′ 東経129° 59.6′）	
事故等調査の経過	平成23年3月14日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 A 引船 ながと、70.82トン 121938、森川海運有限会社 B 台船 ㊦31号、長さ約35m、幅約15m、深さ約2.5m なし、五島運輸株式会社	
乗組員等に関する情報	A 機関長、四級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	主機フライホイールの防振ゴム膨張、主機付クラッチ（以下「クラッチ」という。）入力軸のベアリング等破損	
事故等の経過	A船は、船長及び機関長ほか1人が乗り組み、無人のB船をえい航して四季咲岬の北北西方沖を東進中、平成23年2月3日18時15分ごろ、クラッチが異音を発して作動しなくなり、航行不能となった。 A船及びB船は、救助船にえい航されて長崎県島原市島原外港に入港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約2m/s	
その他の事項	主機は、本インシデント後の点検でフライホイールの防振ゴムが膨張し、クラッチ入力軸の軸心が偏移していることが判明した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし A船は、B船をえい航して四季咲岬の北北西方沖を東進中、主機フライホイールの防振ゴムが膨張し、クラッチ入力軸の軸心が偏移した状態で運転されていたことから、同軸のベアリングが破損して主機の運転が不能となり、運航不能になったものと考えられる。 主機フライホイールの防振ゴムは、点検整備が適切に行われていなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、A船が、B船をえい航して四季咲岬北北西方沖を東進中、主機フライホイールの防振ゴムが膨張し、クラッチ入力軸の軸心が偏移した状態で運転されていたため、同軸のベアリングが破損して	

	主機の運転が不能となったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 定期的に防振ゴムの点検を行うこと。